

○防災科学技術研究所職員給与規程

(平成13年4月1日 13規程第17号)

| | | | | | | |
|----|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|----------------|
| 改正 | 平成13年11月28日 | 13規程第68号 | 平成14年11月28日 | 14規程第31号 | 平成15年11月13日 | 15規程第15号 |
| | 平成16年3月11日 | 16規程第8号 | 平成16年9月9日 | 16規程第2号 | 平成16年10月28日 | 16規程第31号 |
| | 平成17年11月8日 | 17規程第3号 | 平成18年3月31日 | 18規程第2号 | 平成19年3月1日 | 19規程第1号 |
| | 平成19年11月30日 | 19規程第7号 | 平成21年6月1日 | 21規程第5号 | 平成21年11月26日 | 21規程第12号 |
| | 平成22年3月12日 | 22規程第1号 | 平成22年11月30日 | 22規程第12号 | 平成23年3月31日 | 23規程第6号 |
| | 平成24年3月30日 | 24規程第5号 | 平成24年5月25日 | 24規程第7号 | 平成25年2月28日 | 25規程第11号 |
| | 平成25年3月29日 | 25規程第1号 | 平成25年12月20日 | 25規程第23号 | 平成26年3月13日 | 26規程第2号 |
| | 平成26年4月1日 | 26規程第8号 | 平成26年12月1日 | 26規程第25号 | 平成27年4月1日 | 27規程第57号 |
| | 平成28年2月25日 | 28規程第4号 | 平成28年6月20日 | 28規程第96号 | 平成28年11月24日 | 28規程第110号 |
| | 平成29年12月21日 | 29規程第33号 | 平成30年3月27日 | 30規程第16号 | 平成30年11月13日 | 30規程第67号 |
| | 平成30年11月21日 | 30規程第115号 | 令和元年9月26日 | 元規程第45号 | 令和元年11月28日 | 元規程第46号 |
| | 令和2年11月30日 | 2規程第34号 | 令和3年3月25日 | 3規程第6号 | 令和4年5月26日 | 4規程第25号 |
| | 令和4年11月24日 | 4規程第39号 | 令和4年12月22日 | 4規程第43号 | 令和5年2月22日 | 5規程第15号 |
| | 令和5年11月9日 | 5規程第53号 | 令和6年3月21日 | 6規程第2号 | 令和6年11月21日 | 6規程第80号[一部未施行] |

目次

第1章 総則(第1条—第14条)

第2章 給与

第1節 俸給(第15条—第21条)

第2節 諸手当(第22条—第37条)

第3章 給与の特例(第38条—第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則(18規則第1号。以下「就業規則」という。)第22条及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する職員の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第1条に定める職員(任期付職員を除く。この規程において「職員」という。)に適用する。

(給与体系)

第4条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、管理職手当、職務手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

(重複給与の禁止)

第5条 職員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

(給与の支給日)

第6条 給与(通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、及び管理職員特別勤務手当を除く。)は、毎月17日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、給与支給細則で定める日。以下この条において同じ。)に、その月の月額的全額を支給する。

2 時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、支給日に、その前月の月額的全額を支給する。

3 第12条に規定する日割計算による給与の支給日は、給与支給細則で定める。

4 本規程を改正し遡及して適用された場合において、実際に支給した額と改正後の規程を適用して計算されて得られた額に差額が生じた場合には、その差額については別に理事長が定める日に支給することができる。

(支給方法)

第7条 職員の給与は、次条の定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、職員の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによつて支払うものとする。

(給与の控除)

第8条 次に掲げるものは給与の支払いの際、控除する。

(1) 法令で定めるもの国家公務員共済組合掛金、所得税、地方税、国家公務員宿舎料、雇用保険料、その他の法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項ただし書に基づく協定によるもの

(職員が死亡した場合による給与の支給)

第9条 職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第10条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給定日前であっても、請求の日までの給与を第12条に規定する日割計算により支給する。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 1時間当たりの減額は第14条第1項により算出された額とする。

3 1日当たりの減額は前項の額に7時間45分を乗じて算出するものとする。

4 第2項及び前項により算出された額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

5 前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の月額を減額する。

イ 俸給

ロ 地域手当

ハ 広域異動手当

ニ 研究等連携手当

ホ 管理職手当

ヘ 職務手当

(給与の日割計算)

第12条 職員が月の中途において、採用、離職、休職、復職並びに俸給、管理職手当、職務手当及び地域手当(以下「日割対象給与」という。)に異動を生じたときの、その月の日割対象給与については、次に掲げる日割計算により支給する。ただし、死亡により退職するときは、その全額を支給する。

(1) 採用、復職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(2) 離職、休職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以前当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(3) 日割対象給与の異動がある場合は、異動が発令された前日の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された前日までの日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額と、異動が発令された日以降の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降の日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とを加えて得た額

2 前各号により算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(給与の支給)

第13条 給与の支給に関し必要な事項は、給与支給細則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 この規程における勤務時間1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給表)

第15条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務系職俸給表(別表第1)

(2) 研究職俸給表(別表第2)

2 各俸給表の適用範囲は次のとおりとする。

(1) 事務系職俸給表は、研究職俸給表の適用を受けない職員に適用する

(2) 研究職俸給表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する

3 職員が満 60 歳に達した日以降の最初の 4 月 1 日以降の俸給は、俸給表に定める俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、研究職俸給表の適用を受ける職員のうち 6 級に在級する職員には適用しない。

(初任給)

第 16 条 新たに前条の俸給表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号俸は、初任給、昇格及び昇給等基準(以下「初任給等基準」という。)で定める初任給等の基準に従い決定する。

(昇格・降格)

第 17 条 職員が現に決定されている職務の級から他の職務の級に異動した場合における号俸は、初任給等基準に定めるところにより決定する。

(昇給)

第 18 条 職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるものにあつては、3 号俸)とすることを標準として初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳を超える職員に関する第 1 項の規定の適用については、その者の勤務成績が「極めて良好(S)」、「特に良好(A、B)」の場合とする。昇給号俸数については、初任給等基準に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第 19 条 削除

(初任給等基準)

第 20 条 第 18 条に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等基準で定める。

第 21 条 削除

第 2 節 諸手当

(管理職手当)

第 22 条 管理職手当は、管理、監督又は指導の地位の職にある職員に支給する。

2 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、管理職手当支給細則で定める。

(職務手当)

第 22 条の 2 職務手当は、第 15 条第 1 項第 2 号の研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が 3 級以上の職員に支給する。

2 職務手当の額は、職務手当支給細則で定める。

3 職務手当には、第 30 条第 1 項第 1 号で定める勤務（この条において「時間外勤務」という。）における 15 時間相当の時間外勤務手当を含む。

4 前項に定める 15 時間を超えて勤務した場合には、超えて勤務した時間に応じて第 30 条に定める時間外勤務手当を支給する。

5 前条の管理職手当が支給される職員には、職務手当は支給しない。

6 前 5 項に規定するもののほか、職務手当の支給に関し必要な事項は、職務手当支給細則で定める。

（扶養手当）

第 23 条 扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者を有する（以下「扶養親族」という。）職員に支給する。ただし、第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対しては、支給しない。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

2 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものにあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円とする。

3 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 前 3 項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については、扶養手当支給細則で定める。

（地域手当）

第 24 条 地域手当は、下表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

| 都道府県 | 支給地域 | 支給割合 |
|------|------|-----------|
| 茨城県 | つくば市 | 100 分の 16 |
| 兵庫県 | 三木市 | 100 分の 3 |

- 2 地域手当の月額、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に、前項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、地域手当支給細則で定める。

(異動保証)

第 24 条の 2 前条第 1 項に規定する地域手当を支給されていた職員が、同項に定める地域以外の地域に異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前に在勤していた地域に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として地域手当支給細則で定める場合に限る。)の地域手当の支給については、地域手当支給細則で定める。

- 2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。(以下「給与法」という。))の適用を受ける職員又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和 29 年法律第 141 号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち地域手当支給細則で定めるものに使用される者(以下「給与特例法適用職員等」という。)であった者が、引き続き研究所の職員となった場合の地域手当の支給については地域手当支給細則で定める。

(広域異動手当)

第 24 条の 3 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき広域異動手当支給細則で定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも 60 キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として広域異動手当支給細則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として広域異動手当支給細則で定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与特例法適用職員等であった者その他の広域異動手当支給細則で定める者から引続き研究所の職員となった者(雇用の事情等を考慮して広域異動手当支給細則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして広域異動手当支給細則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、広域異動手当支給細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第24条及び第24条の2の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動等の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、広域異動手当支給細則で定める。

(研究等連携手当)

第25条 研究等連携手当は、研究所内外における研究等活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、新潟県長岡市、山形県新庄市、兵庫県三木市に所在する事務所、庁舎、施設に在勤する職員に支給する。

- 2 研究等連携手当の月額、俸給月額、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額に100分の7の範囲内において研究等連携手当支給細則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、研究等連携手当の支給に関する必要な事項は、研究等連携手当支給細則で定める

(住居手当)

第 26 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第 3 号において同じ。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舍法第 13 条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則に定める職員を除く。)
 - (2) 第 28 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舍法第 13 条の規定による有料宿舍その他住居手当支給細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当支給細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前号第 2 号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

(通勤手当)

第 27 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2 km 未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で通勤手当支給細則に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2km 未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))が 5 万 5 千円を超えるときは、支給単位期間につき、5 万 5 千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 5 万 5 千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5 千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。))が片道 5km 未満である職員 2,000 円
- ロ 使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である職員 4,200 円
- ハ 使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である職員 7,100 円
- ニ 使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である職員 10,000 円
- ホ 使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である職員 12,900 円
- へ 使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である職員 15,800 円
- ト 使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である職員 18,700 円
- チ 使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である職員 21,600 円
- リ 使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である職員 24,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である職員 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である職員 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である職員 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60km 以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当支給細則に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当支給細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤手当支給細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(通勤手当支給細則で定める通勤手当にあつては、通勤手当支給細則で定める期間)に係る最初の月の通勤手当支給細則で定める日に支給する
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当支給細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当支給細則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当支給細則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当支給細則で定める。

(単身赴任手当)

第28条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(単身赴任手当支給細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が単身赴任手当支給細則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当支給細則に定める額を加算した額)とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当支給細則で定める。

第29条 削除

(時間外勤務手当)

第30条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務
100分の125

(2) 法定休日における勤務
100分の135

2 前項第1号に該当する時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が

午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

第 31 条 削除

(端数計算)

第 32 条 第 30 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 33 条 第 22 条の規定に定める職員のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第 10 条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、深夜勤務時間に対して、1 時間につき第 14 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額が、支給される管理職員特別勤務手当の額を超える場合には、その額を管理職員特別勤務手当として支給する。

ただし書の計算については、第 32 条の規定を準用する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合、同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない額とする。

ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当支給細則で定める勤務にあつては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合、同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない額とする。

4 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給細則で定める。

(期末手当)

第 34 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 34 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則で定める日(次条及び第 34 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定により解雇された、又は死亡した職員(第 38 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び期末・勤勉手当支給細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の107.5)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 削除

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇された、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額とする。

5 事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として期末・勤勉手当支給細則に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額に、職務の級等を考慮して期末・勤勉手当支給細則に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額(期末・勤勉手当支給細則に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に定める諭旨解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第45条第5項に定める懲戒解雇の処分を受けた職員

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第2項第2号の規定により解雇された職員
- (4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第34条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、防災科学技術研究所懲戒等規程第10条に規定する懲戒処分通知書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 削除
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

(勤勉手当)

第 35 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則に定める日に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定により解雇された、又は死亡した職員(期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇された、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 107.5(特定管理職員にあっては、100 分の 127.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額とする。
- 4 第 34 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 35 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 34 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 35 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 3 項第 3 号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日

(第35条第1項に規定する期末・勤勉手当支給細則に定める日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第36条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において雪氷防災研究センター又は雪氷防災研究センター雪氷環境実験室(以下「雪氷センター」という。)に在勤する職員(この条第2項、第36条の2及び第36条の3において「支給対象職員」という。)に対して、寒冷地手当を支給する。

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

| 世帯等の区分 | | 支給額 |
|----------|--------------|---------|
| 世帯主である職員 | 扶養親族のある職員 | 19,800円 |
| | その他の世帯主である職員 | 11,400円 |
| その他の職員 | | 8,200円 |

備 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって寒冷地手当支給細則考第2条第1項及び第2項に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、この規程第28条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(寒冷地手当支給細則で定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして寒冷地手当支給細則で定めるものを含まないものとする。

第36条の2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第38条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前条第2項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項、又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
- (2) 第39条第1項の規定の適用を受ける職員 前条第2項の規定による額からその半額を減じた額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就業規則第45条第3号の規定により停職にされている職員その他の寒冷地手当支給細則で定める職員 零

第36条の3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、第36条第2項及び前条の規定にかかわらず、第36条第2項の規定による額を超えない範囲内で、寒冷地手当支給細則で定める額とする。

- (1) 基準日において前条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前条各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として寒冷地手当支給細則で定める場合
第36条の4 前3条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第37条 第30条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第38条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第39条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第39条第1項第3号、第4号及び第6号に定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者給与細則で定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 就業規則第39条第1項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により期末・勤勉手当支給細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末・勤勉手当支給細則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条の2及び第34条の3の規定を準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは、「第38条第7項」と読み替えるものとする。

(俸給の半減)

第 39 条 第 11 条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(俸給の半減に関する細則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、俸給の半減に関する細則で定める。

(育児休業をする職員の給与等)

第 40 条 防災科学技術研究所育児・介護休業等規程(18 規程第 22 号。以下「育児・介護規程」という。)の規定による育児休業をしている期間中の職員の給与については、支給しない。

2 第 34 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、育児休業期間中の給与細則の定めにより俸給月額を調整することができる。

(介護休業期間中の職員の給与等)

第 41 条 育児・介護規程の規定による介護休業期間中の職員の給与については、支給しない。

2 介護休業のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったときは、介護休業期間の 2 分の 1 以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。

第 42 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(昇格・降格)

第2条 第17条による昇格・降格がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)と同日付けで行われる場合は、第17条中の「職員が現に決定されている級」は、当該職員が施行日の前日に受けていた給与法第8条第2項による職務の級とする。

(昇給)

第3条 防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号)附則第2条に規定する職員(役員を除く。以下「引継職員」という。)の昇給については、第18条第1項中の「職員が現に受けている号俸を受けるに至った時」は、当該職員が給与法及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時からとする。また、施行日の前日に受けていた号俸が、最高額である場合又は最高額を超える場合も同様とする。

第4条 削除

(調整手当の異動保障)

第5条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第24条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過するまでの間、給与法第11条7の適用があったものとして適用される支給割合と、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合との差を、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合に加えて得た支給割合を乗じて得た額を支給する。

(暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置)

第6条 引継職員のうち、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成8年法律第112号。以下「改正給与法」という。)附則第14項の規定による暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置の適用を受けていた職員については、第24条の規定にかかわらず、施行日において改正給与法附則第14項の適用があったものとして適用される支給割合と、第24条第2項に定める調整手当の支給割合との差を、第24条第2項に定める調整手当の支給割合に加えて得た支給割合を乗じて得た額を当該職員の調整手当とする。

2 前項により調整手当を支給することとなる職員が、つくば市以外の地域に異動した場合は、前条及び第24条の規定にかかわらず、調整手当支給細則に定める支給割合を乗じて得た額を当該職員の調整手当とする。

(扶養手当等)

第7条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法の規定による扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給を受けていた職員の施行日における第23条に定める扶養手当、第26条に定める住居手当及び第27条に定める通勤手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

(単身赴任手当)

第8条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法第12条の2の規定による単身赴任手当の支給を受けていた職員については、施行日においても配偶者と別居し単身で生活することを常況とする場合は、第28条第2項に定める単身赴任手当を支給する。

(期末手当の在職期間)

第9条 引継職員の第34条第2項に規定する「基準日以前3箇月以内における職員の在職期間」には、平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(勤勉手当の在職期間)

第10条 引継職員の第35条第1項の「基準日以前6ヶ月以内の期間」には平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(休職者の給与)

第11条 この規程の施行日前に給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第38条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

(育児休業)

第12条 この規程の施行日前に国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第40条に規定する育児休業の給与については、別に発令がない限り、従前のおりとする。ただし、その者が復職する間での間は、給与を支給しない。

(介護休暇)

第13条 この規程の施行日前に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条の規定により介護休暇を受けている職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第41条に規定する介護休暇の給与については、別に発令がない限り、従前のおりとする。

第14条から第17条まで 削除

附 則(平成13年11月28日 13規程第68号)

この規程は、平成13年11月28日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則(平成14年11月28日 14規程第31号)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第6項及び7項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けてい

た職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。

(1) 職務の級における最高の号俸を越える俸給月額

(2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項において「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の防災科学技術研究所職員給与規程、第3条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定める規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下この項において「改正後の職員給与規程」という。)第34条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程(第2号において「改正後の任期付研究員給与等規程」という。)第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第2項、第3項、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号定める額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。(1)平成14年12月1日(期末手当について改正後の職員給与規程第34条第1項後段、第38条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額(2)継続在職期間について改正後の職員給与規程、改正後の任期付研究員給与等規程の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第2項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について

理事長が定める俸給月額)並びに改正後の職員給与規程の規定による扶養手当の額により算定される俸給等の額の合計額

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程第34条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第34条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第34条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 7 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の防災科学技術研究所職員給与規程第40条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成15年11月13日 15規程第15号)

- 1 この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年11月1日(以下「適用日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けて居た職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。
 - (1) 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
 - (2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項において「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程、第3条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 5 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の職員給与規程第 34 条第 2 項(同条第 3 項、第 3 条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 38 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たな職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が 2 以上ある時は、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第 28 条第 2 項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同年 4 月から適用日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から適用日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額
- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成 16 年 3 月 11 日 16 規程第 8 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 9 日 16 規程第 22 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 28 日 16 規程第 31 号)

- 1 この規程は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から引き続き改正前の防災科学技術研究所職員給与規程第 36 条第 1 項に定める雪氷センターに在勤していた職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員についての寒冷地手当の支給については、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号)附則第 9 項から第 17 項の規定を準用する。

附 則(平成 17 年 11 月 8 日 17 規程第 13 号)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第 1 号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。
 - (1) 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第 1 及び第 2 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
 - (2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(以下「任期付研究員給与等規程」という。)第 5 条第 3 項の規定による俸給月額
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第 1 条の規定による改正前の職員給与規程、第 2 条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定める規程に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の職員給与規程第 34 条第 2 項(同条第 3 項、第 2 条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 38 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第 28 条第 2 項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、

俸給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1

事務系職俸給表

1/2

| 職務の級号俸 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 183,500 | 230,000 | 261,300 | 287,300 | 309,800 |
| 2 | 184,600 | 231,500 | 262,300 | 288,900 | 311,500 |
| 3 | 185,800 | 233,000 | 263,300 | 290,400 | 313,200 |
| 4 | 186,900 | 234,500 | 264,300 | 291,900 | 314,700 |
| 5 | 188,000 | 236,000 | 265,300 | 293,400 | 316,100 |
| 6 | 189,700 | 237,500 | 266,300 | 294,900 | 317,400 |
| 7 | 191,300 | 239,000 | 267,300 | 296,300 | 318,700 |
| 8 | 192,900 | 240,500 | 268,300 | 297,600 | 320,000 |
| 9 | 194,500 | 242,000 | 269,300 | 298,800 | 321,300 |
| 10 | 196,200 | 243,400 | 270,300 | 300,300 | 323,100 |
| 11 | 197,800 | 244,800 | 271,300 | 301,800 | 324,900 |
| 12 | 199,400 | 246,200 | 272,300 | 303,200 | 326,600 |
| 13 | 201,000 | 247,400 | 273,300 | 304,600 | 328,300 |
| 14 | 202,700 | 248,600 | 274,300 | 305,700 | 330,000 |
| 15 | 204,400 | 249,800 | 275,300 | 306,700 | 331,700 |
| 16 | 206,100 | 251,000 | 276,400 | 307,900 | 333,400 |
| 17 | 207,400 | 252,100 | 277,400 | 309,100 | 335,000 |
| 18 | 209,000 | 253,200 | 278,700 | 310,700 | 336,700 |
| 19 | 210,600 | 254,300 | 280,000 | 312,300 | 338,400 |
| 20 | 212,100 | 255,400 | 281,200 | 313,900 | 340,000 |
| 21 | 213,600 | 256,400 | 282,500 | 315,400 | 341,500 |
| 22 | 215,200 | 257,400 | 283,800 | 317,000 | 343,100 |
| 23 | 216,800 | 258,400 | 285,000 | 318,600 | 344,700 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 24 | 218,400 | 259,400 | 286,200 | 320,200 | 346,200 |
| 25 | 220,000 | 260,400 | 287,300 | 321,700 | 347,600 |
| 26 | 221,700 | 261,300 | 288,500 | 323,400 | 349,300 |
| 27 | 223,000 | 262,200 | 289,800 | 325,000 | 350,900 |
| 28 | 224,300 | 263,100 | 291,100 | 326,600 | 352,500 |
| 29 | 225,600 | 263,900 | 292,400 | 328,000 | 353,700 |
| 30 | 226,700 | 264,700 | 293,400 | 329,700 | 355,200 |
| 31 | 227,800 | 265,500 | 294,400 | 331,400 | 356,700 |
| 32 | 228,900 | 266,300 | 295,500 | 333,000 | 358,200 |
| 33 | 230,000 | 267,000 | 296,600 | 334,200 | 359,900 |
| 34 | 231,100 | 267,800 | 297,800 | 336,100 | 361,700 |
| 35 | 232,200 | 268,600 | 298,900 | 337,800 | 363,400 |
| 36 | 233,300 | 269,300 | 300,100 | 339,400 | 365,100 |
| 37 | 234,400 | 270,000 | 301,300 | 340,900 | 366,500 |
| 38 | 235,400 | 270,800 | 302,600 | 342,500 | 367,800 |
| 39 | 236,400 | 271,600 | 303,900 | 344,100 | 369,000 |
| 40 | 237,300 | 272,300 | 305,200 | 345,700 | 370,400 |
| 41 | 238,200 | 273,000 | 306,500 | 347,400 | 371,500 |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 307,800 | 349,200 | 372,400 |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 309,100 | 351,000 | 373,400 |
| 44 | 240,700 | 275,300 | 310,400 | 352,800 | 374,500 |
| 45 | 241,400 | 276,000 | 311,700 | 354,300 | 375,300 |
| 46 | 242,000 | 276,700 | 313,000 | 355,700 | 376,200 |
| 47 | 242,600 | 277,400 | 314,300 | 357,100 | 377,100 |
| 48 | 243,200 | 278,100 | 315,400 | 358,500 | 377,900 |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 316,300 | 360,000 | 378,700 |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 317,600 | 360,800 | 379,500 |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 318,900 | 361,800 | 380,300 |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 320,200 | 362,800 | 381,000 |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 321,400 | 363,700 | 381,700 |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 322,700 | 364,800 | 382,400 |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 323,900 | 365,700 | 383,100 |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 325,100 | 366,700 | 383,800 |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 326,400 | 367,600 | 384,300 |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 327,500 | 368,300 | 384,900 |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 328,600 | 369,000 | 385,500 |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 329,700 | 369,600 | 386,200 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 61 | 248,500 | 286,700 | 330,400 | 370,000 | 386,600 |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 331,300 | 370,600 | 387,200 |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 332,000 | 371,300 | 387,800 |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 332,800 | 372,000 | 388,300 |
| 65 | 249,700 | 289,000 | 333,600 | 372,300 | 388,700 |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 334,000 | 373,000 | 389,300 |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 334,600 | 373,700 | 389,900 |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 335,300 | 374,300 | 390,400 |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 336,100 | 374,600 | 390,800 |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 336,800 | 375,100 | 391,300 |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 337,500 | 375,700 | 391,800 |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 338,100 | 376,300 | 392,400 |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 338,600 | 376,600 | 392,700 |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 339,200 | 377,200 | 393,100 |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 339,700 | 377,900 | 393,500 |
| 76 | 253,000 | 294,600 | 340,300 | 378,500 | 393,900 |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 340,600 | 378,900 | 394,200 |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 341,100 | 379,400 | 394,500 |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 341,500 | 380,000 | 394,800 |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 341,900 | 380,500 | 395,000 |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 342,300 | 381,000 | 395,200 |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 342,800 | 381,600 | 395,500 |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 343,300 | 382,100 | 395,800 |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 343,800 | 382,400 | 396,000 |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 344,100 | 382,800 | 396,200 |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 344,500 | 383,300 | 396,500 |
| 87 | 256,300 | 297,400 | 344,900 | 383,700 | 396,800 |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 345,300 | 384,100 | 397,000 |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 345,600 | 384,500 | 397,200 |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 346,000 | 385,000 | 397,500 |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 346,400 | 385,400 | 397,800 |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 346,800 | 385,800 | 398,000 |
| 93 | 258,100 | 299,200 | 347,000 | 386,100 | 398,200 |
| 94 | | 299,400 | 347,400 | | |
| 95 | | 299,700 | 347,800 | | |
| 96 | | 300,100 | 348,200 | | |
| 97 | | 300,300 | 348,400 | | |

| | | | | | |
|-----|--|---------|---------|--|--|
| 98 | | 300,600 | 348,800 | | |
| 99 | | 301,000 | 349,200 | | |
| 100 | | 301,400 | 349,500 | | |
| 101 | | 301,600 | 349,800 | | |
| 102 | | 301,900 | 350,200 | | |
| 103 | | 302,200 | 350,600 | | |
| 104 | | 302,500 | 351,000 | | |
| 105 | | 302,700 | 351,500 | | |
| 106 | | 303,000 | 351,900 | | |
| 107 | | 303,300 | 352,300 | | |
| 108 | | 303,600 | 352,700 | | |
| 109 | | 303,800 | 353,200 | | |
| 110 | | 304,200 | 353,600 | | |
| 111 | | 304,600 | 353,900 | | |
| 112 | | 304,900 | 354,200 | | |
| 113 | | 305,100 | 354,700 | | |
| 114 | | 305,300 | | | |
| 115 | | 305,600 | | | |
| 116 | | 306,000 | | | |
| 117 | | 306,200 | | | |
| 118 | | 306,400 | | | |
| 119 | | 306,700 | | | |
| 120 | | 307,000 | | | |
| 121 | | 307,400 | | | |
| 122 | | 307,600 | | | |
| 123 | | 307,900 | | | |
| 124 | | 308,200 | | | |
| 125 | | 308,500 | | | |

2/2

| 職務の級号 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 335,000 | 373,400 | 415,600 | 465,500 | 529,000 |
| 2 | 336,900 | 376,000 | 418,000 | 468,600 | 531,900 |
| 3 | 338,700 | 378,300 | 420,500 | 471,600 | 535,000 |
| 4 | 340,500 | 380,500 | 422,900 | 474,600 | 538,100 |
| 5 | 342,200 | 382,400 | 424,800 | 477,600 | 541,200 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 6 | 343,900 | 384,700 | 426,900 | 480,600 | 543,500 |
| 7 | 345,500 | 386,800 | 429,000 | 483,600 | 546,000 |
| 8 | 347,200 | 388,800 | 431,200 | 486,700 | 548,400 |
| 9 | 348,800 | 390,800 | 433,100 | 489,400 | 550,800 |
| 10 | 350,500 | 393,100 | 435,200 | 492,500 | 552,600 |
| 11 | 352,100 | 395,300 | 437,300 | 495,500 | 554,400 |
| 12 | 353,700 | 397,500 | 439,200 | 498,600 | 556,300 |
| 13 | 355,200 | 399,700 | 440,900 | 501,300 | 558,000 |
| 14 | 356,900 | 402,000 | 442,700 | 503,600 | 559,400 |
| 15 | 358,500 | 404,200 | 444,600 | 505,900 | 560,700 |
| 16 | 360,100 | 406,500 | 446,500 | 508,200 | 561,800 |
| 17 | 361,700 | 408,300 | 448,300 | 510,200 | 563,100 |
| 18 | 363,500 | 410,200 | 450,100 | 511,600 | 564,100 |
| 19 | 365,000 | 412,100 | 451,900 | 513,100 | 565,000 |
| 20 | 366,600 | 413,900 | 453,600 | 514,500 | 565,900 |
| 21 | 368,000 | 415,700 | 455,400 | 515,700 | 566,800 |
| 22 | 369,600 | 417,500 | 456,900 | 517,100 | |
| 23 | 371,200 | 419,300 | 458,300 | 518,600 | |
| 24 | 372,700 | 421,100 | 459,800 | 520,100 | |
| 25 | 374,600 | 422,700 | 461,200 | 521,200 | |
| 26 | 376,500 | 424,200 | 462,500 | 522,300 | |
| 27 | 378,400 | 425,700 | 463,800 | 523,500 | |
| 28 | 380,200 | 427,200 | 465,000 | 524,700 | |
| 29 | 381,700 | 428,700 | 466,000 | 525,700 | |
| 30 | 383,500 | 430,000 | 466,700 | 526,600 | |
| 31 | 385,200 | 431,300 | 467,400 | 527,500 | |
| 32 | 386,800 | 432,500 | 468,100 | 528,400 | |
| 33 | 388,500 | 433,700 | 468,800 | 529,200 | |
| 34 | 389,900 | 435,000 | 469,500 | 530,100 | |
| 35 | 391,300 | 436,300 | 470,100 | 530,800 | |
| 36 | 392,700 | 437,500 | 470,700 | 531,300 | |
| 37 | 394,100 | 438,700 | 471,200 | 532,000 | |
| 38 | 395,300 | 439,500 | 471,800 | 532,600 | |
| 39 | 396,500 | 440,300 | 472,400 | 533,400 | |
| 40 | 397,500 | 441,100 | 473,000 | 534,000 | |
| 41 | 398,600 | 441,700 | 473,500 | 534,500 | |
| 42 | 399,800 | 442,300 | 474,000 | | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 43 | 400,900 | 442,900 | 474,400 |
| 44 | 402,000 | 443,500 | 474,700 |
| 45 | 402,700 | 444,200 | 475,000 |
| 46 | 403,400 | 445,000 | |
| 47 | 404,100 | 445,400 | |
| 48 | 404,800 | 446,100 | |
| 49 | 405,400 | 446,600 | |
| 50 | 406,000 | 447,000 | |
| 51 | 406,500 | 447,400 | |
| 52 | 406,900 | 447,800 | |
| 53 | 407,300 | 448,200 | |
| 54 | 407,500 | 448,600 | |
| 55 | 407,800 | 449,000 | |
| 56 | 408,100 | 449,300 | |
| 57 | 408,400 | 449,600 | |
| 58 | 408,700 | 450,000 | |
| 59 | 409,000 | 450,300 | |
| 60 | 409,300 | 450,600 | |
| 61 | 409,500 | 450,900 | |
| 62 | 409,800 | | |
| 63 | 410,100 | | |
| 64 | 410,400 | | |
| 65 | 410,600 | | |
| 66 | 410,900 | | |
| 67 | 411,200 | | |
| 68 | 411,500 | | |
| 69 | 411,700 | | |
| 70 | 412,000 | | |
| 71 | 412,300 | | |
| 72 | 412,500 | | |
| 73 | 412,700 | | |
| 74 | 413,000 | | |
| 75 | 413,300 | | |
| 76 | 413,500 | | |
| 77 | 413,700 | | |
| 78 | 414,000 | | |
| 79 | 414,300 | | |

| | | | | |
|-----|---------|--|--|--|
| 80 | 414,500 | | | |
| 81 | 414,700 | | | |
| 82 | 415,000 | | | |
| 83 | 415,300 | | | |
| 84 | 415,500 | | | |
| 85 | 415,700 | | | |
| 86 | | | | |
| 87 | | | | |
| 88 | | | | |
| 89 | | | | |
| 90 | | | | |
| 91 | | | | |
| 92 | | | | |
| 93 | | | | |
| 94 | | | | |
| 95 | | | | |
| 96 | | | | |
| 97 | | | | |
| 98 | | | | |
| 99 | | | | |
| 100 | | | | |
| 101 | | | | |
| 102 | | | | |
| 103 | | | | |
| 104 | | | | |
| 105 | | | | |
| 106 | | | | |
| 107 | | | | |
| 108 | | | | |
| 109 | | | | |
| 110 | | | | |
| 111 | | | | |
| 112 | | | | |
| 113 | | | | |
| 114 | | | | |
| 115 | | | | |
| 116 | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| 117 | | | | | |
| 118 | | | | | |
| 119 | | | | | |
| 120 | | | | | |
| 121 | | | | | |
| 122 | | | | | |
| 123 | | | | | |
| 124 | | | | | |
| 125 | | | | | |

別表第2

研究職俸給表

| 職務の級号俸 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 183,900 | 233,900 | 311,600 | 355,400 | 399,900 | 530,600 |
| 2 | 185,000 | 238,200 | 313,500 | 356,800 | 402,500 | 533,700 |
| 3 | 186,200 | 240,900 | 315,400 | 358,200 | 405,100 | 536,800 |
| 4 | 187,300 | 243,600 | 317,300 | 359,500 | 407,600 | 539,900 |
| 5 | 188,400 | 246,200 | 319,100 | 360,700 | 409,700 | 543,000 |
| 6 | 190,500 | 247,800 | 320,900 | 361,900 | 412,100 | 545,400 |
| 7 | 192,600 | 249,300 | 322,700 | 363,100 | 414,500 | 547,800 |
| 8 | 194,700 | 250,800 | 324,400 | 364,200 | 416,800 | 550,200 |
| 9 | 196,800 | 252,300 | 326,100 | 365,300 | 419,100 | 552,600 |
| 10 | 198,800 | 254,400 | 328,100 | 366,700 | 421,500 | 554,300 |
| 11 | 200,800 | 256,500 | 330,100 | 368,000 | 423,900 | 556,200 |
| 12 | 202,800 | 258,500 | 332,100 | 369,300 | 426,200 | 558,100 |
| 13 | 204,800 | 260,500 | 333,900 | 370,600 | 428,500 | 559,800 |
| 14 | 206,700 | 262,800 | 335,900 | 372,000 | 431,200 | 561,100 |
| 15 | 208,600 | 265,100 | 337,800 | 373,400 | 433,900 | 562,300 |
| 16 | 210,400 | 267,300 | 339,700 | 374,700 | 436,600 | 563,300 |
| 17 | 212,100 | 269,500 | 341,500 | 376,000 | 439,100 | 564,400 |
| 18 | 213,900 | 271,900 | 343,100 | 377,400 | 441,600 | 565,100 |
| 19 | 215,700 | 274,300 | 344,700 | 378,800 | 444,100 | 565,700 |
| 20 | 217,500 | 276,700 | 346,300 | 380,200 | 446,500 | 566,300 |
| 21 | 219,300 | 279,000 | 347,900 | 381,600 | 448,900 | 567,000 |
| 22 | 221,100 | 281,100 | 348,900 | 383,000 | 451,500 | |

| | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 23 | 222, 800 | 283, 200 | 349, 900 | 384, 400 | 454, 100 |
| 24 | 224, 500 | 285, 200 | 350, 900 | 385, 800 | 456, 400 |
| 25 | 226, 200 | 287, 200 | 352, 000 | 387, 200 | 458, 600 |
| 26 | 228, 300 | 289, 100 | 353, 300 | 388, 700 | 460, 900 |
| 27 | 230, 200 | 291, 000 | 354, 500 | 390, 100 | 463, 400 |
| 28 | 232, 100 | 292, 900 | 355, 700 | 391, 500 | 465, 800 |
| 29 | 234, 000 | 294, 800 | 356, 900 | 392, 900 | 468, 300 |
| 30 | 235, 100 | 296, 300 | 358, 000 | 394, 400 | 470, 800 |
| 31 | 236, 200 | 297, 800 | 359, 100 | 395, 900 | 473, 300 |
| 32 | 237, 300 | 299, 300 | 360, 200 | 397, 400 | 475, 700 |
| 33 | 238, 700 | 300, 800 | 361, 300 | 398, 900 | 478, 000 |
| 34 | 240, 200 | 302, 300 | 362, 300 | 400, 500 | 480, 400 |
| 35 | 241, 700 | 303, 800 | 363, 300 | 402, 100 | 482, 800 |
| 36 | 243, 200 | 305, 200 | 364, 300 | 403, 800 | 485, 300 |
| 37 | 244, 700 | 306, 600 | 365, 200 | 405, 000 | 487, 700 |
| 38 | 246, 300 | 307, 500 | 366, 100 | 406, 400 | 490, 200 |
| 39 | 247, 900 | 308, 400 | 366, 900 | 407, 800 | 492, 600 |
| 40 | 249, 500 | 309, 300 | 367, 700 | 409, 100 | 495, 100 |
| 41 | 251, 100 | 310, 100 | 368, 400 | 410, 400 | 497, 400 |
| 42 | 252, 600 | 310, 600 | 369, 200 | 411, 700 | 499, 600 |
| 43 | 254, 100 | 311, 100 | 370, 000 | 413, 200 | 501, 800 |
| 44 | 255, 600 | 311, 600 | 370, 800 | 414, 700 | 504, 000 |
| 45 | 257, 100 | 312, 100 | 371, 600 | 415, 900 | 505, 600 |
| 46 | 258, 400 | 312, 600 | 372, 400 | 417, 100 | 507, 100 |
| 47 | 259, 600 | 313, 100 | 373, 200 | 418, 700 | 508, 700 |
| 48 | 260, 800 | 313, 600 | 374, 000 | 420, 200 | 510, 200 |
| 49 | 262, 000 | 314, 000 | 374, 800 | 421, 500 | 511, 900 |
| 50 | 263, 100 | 314, 500 | 376, 100 | 422, 900 | 513, 300 |
| 51 | 264, 200 | 315, 000 | 377, 400 | 424, 300 | 514, 700 |
| 52 | 265, 300 | 315, 500 | 378, 600 | 425, 700 | 516, 200 |
| 53 | 266, 400 | 315, 900 | 379, 300 | 427, 100 | 517, 300 |
| 54 | 267, 500 | 316, 400 | 380, 300 | 428, 500 | 518, 500 |
| 55 | 268, 500 | 316, 800 | 381, 100 | 429, 900 | 519, 700 |
| 56 | 269, 500 | 317, 200 | 381, 800 | 431, 300 | 520, 900 |
| 57 | 270, 500 | 317, 600 | 382, 500 | 432, 400 | 521, 800 |
| 58 | 271, 200 | 318, 000 | 383, 200 | 433, 700 | 522, 800 |
| 59 | 271, 800 | 318, 400 | 383, 900 | 435, 100 | 523, 800 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 60 | 272,400 | 318,800 | 384,600 | 436,400 | 524,800 |
| 61 | 273,000 | 319,200 | 385,200 | 437,200 | 525,900 |
| 62 | 273,600 | 319,800 | 385,900 | 438,000 | 526,800 |
| 63 | 274,200 | 320,400 | 386,700 | 438,900 | 527,500 |
| 64 | 274,800 | 321,000 | 387,500 | 439,800 | 528,200 |
| 65 | 275,400 | 321,500 | 388,100 | 440,600 | 529,000 |
| 66 | 276,000 | 322,100 | 388,900 | 441,400 | 529,800 |
| 67 | 276,600 | 322,700 | 389,600 | 442,000 | 530,600 |
| 68 | 277,200 | 323,300 | 390,300 | 442,800 | 531,400 |
| 69 | 277,800 | 323,800 | 390,900 | 443,200 | 532,100 |
| 70 | 278,500 | 324,400 | 391,600 | 443,800 | 532,900 |
| 71 | 279,200 | 325,000 | 392,300 | 444,300 | 533,700 |
| 72 | 279,900 | 325,600 | 393,000 | 444,800 | 534,500 |
| 73 | 280,500 | 326,100 | 393,700 | 445,300 | 535,200 |
| 74 | 281,200 | 326,800 | 394,300 | | |
| 75 | 281,900 | 327,500 | 394,900 | | |
| 76 | 282,600 | 328,200 | 395,600 | | |
| 77 | 283,200 | 328,900 | 396,300 | | |
| 78 | 283,900 | 329,600 | 396,800 | | |
| 79 | 284,600 | 330,300 | 397,400 | | |
| 80 | 285,200 | 331,000 | 398,000 | | |
| 81 | 285,800 | 331,700 | 398,500 | | |
| 82 | 286,500 | 332,500 | 399,100 | | |
| 83 | 287,200 | 333,200 | 399,700 | | |
| 84 | 287,800 | 333,800 | 400,200 | | |
| 85 | 288,400 | 334,300 | 400,700 | | |
| 86 | 289,100 | 334,800 | 401,200 | | |
| 87 | 289,800 | 335,200 | 401,700 | | |
| 88 | 290,400 | 335,600 | 402,400 | | |
| 89 | 291,000 | 335,900 | 402,800 | | |
| 90 | 291,700 | 336,400 | | | |
| 91 | 292,400 | 336,800 | | | |
| 92 | 293,000 | 337,200 | | | |
| 93 | 293,600 | 337,500 | | | |
| 94 | 294,300 | 337,900 | | | |
| 95 | 294,900 | 338,300 | | | |
| 96 | 295,500 | 338,700 | | | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|--|--|--|--|
| 97 | 295,800 | 339,200 | | | | |
| 98 | 296,400 | 339,700 | | | | |
| 99 | 297,000 | 340,200 | | | | |
| 100 | 297,500 | 340,700 | | | | |
| 101 | 298,000 | 341,200 | | | | |
| 102 | 298,400 | 341,700 | | | | |
| 103 | 298,800 | 342,200 | | | | |
| 104 | 299,200 | 342,700 | | | | |
| 105 | 299,600 | 343,100 | | | | |
| 106 | 300,100 | 343,500 | | | | |
| 107 | 300,600 | 344,000 | | | | |
| 108 | 300,900 | 344,400 | | | | |
| 109 | 301,100 | 344,900 | | | | |
| 110 | 301,500 | 345,300 | | | | |
| 111 | 301,800 | 345,700 | | | | |
| 112 | 302,000 | 346,100 | | | | |
| 113 | 302,300 | 346,600 | | | | |
| 114 | 302,600 | 347,000 | | | | |
| 115 | 302,900 | 347,400 | | | | |
| 116 | 303,200 | 347,800 | | | | |
| 117 | 303,500 | 348,300 | | | | |
| 118 | 303,800 | 348,700 | | | | |
| 119 | 304,000 | 349,100 | | | | |
| 120 | 304,300 | 349,500 | | | | |
| 121 | 304,600 | 349,900 | | | | |

附 則(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の業務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 前項により新級が定められる職員(次項に掲げる職員)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次号に規定する職員を除き、旧級、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(2) 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

4 切替日の前日において事務系職俸給表及び研究職俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、切替日の前日に受けていた俸給月額及び経過期間に応じて附則別表第4に定める号俸とする。同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級に対応する号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号)(以下「旧職員給与規程」という。)及びこれらに基づく理事長達の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

7 俸給の切替えに伴う経過措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(給与規程(22規程第12号。以下、「平成22年改正規程」という。)の施行日において、平成22年改正規程附則第2号(1)に規定する減額改正対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第14条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(2) 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。

(3) 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2号の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 8 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|-----|-----|
| 第18条第2項 | 4号俸 | 3号俸 |
| | 3号俸 | 2号俸 |
| 第18条第3項 | 4号俸 | 3号俸 |
| | 3号俸 | 2号俸 |
| | 2号俸 | 1号俸 |

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|-------------|--------------------------------|
| 第24条第1項 | 100分の1 2 | 100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合 |
|---------|-------------|--------------------------------|

(期末手当の在職期間)

- 10 引継職員の第34条第2項に規定する「基準日以前6箇月以内における職員の在職期間」には、平成18年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(勤勉手当の在職期間)

- 11 引継職員の第35条第1項の「基準日以前6ヶ月以内の期間」には平成18年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

附則別表第1

職務の級の切替表

| | | |
|---------|----|----|
| 俸給表 | 旧級 | 新級 |
| 事務系職俸給表 | 1級 | 1級 |

| | | |
|--------|-----|-----|
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |
| | 4級 | 3級 |
| | 5級 | |
| | 6級 | 4級 |
| | 7級 | 5級 |
| | 8級 | 6級 |
| | 9級 | 7級 |
| | 10級 | 8級 |
| | 11級 | 9級 |
| | | 10級 |
| 研究職俸給表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 3級 | 3級 |
| | 4級 | 4級 |
| | 5級 | 5級 |
| | | 6級 |

附則別表第2

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 事務系職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| 旧号俸 | 旧級 経過期間 | 新級 | | | | | | | | | |
|-----|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 2 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 3 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 25 | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 | 4 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 | 6 | 14 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 | 7 | 15 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 | 8 | 16 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 34 | 14 | 10 | 18 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 35 | 15 | 11 | 19 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 36 | 16 | 12 | 20 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 3月未満 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 38 | 18 | 14 | 22 | 10 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 39 | 19 | 15 | 23 | 11 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 40 | 20 | 16 | 24 | 12 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 6 | 3月未満 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 42 | 22 | 18 | 26 | 14 | 10 | 6 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 43 | 23 | 19 | 27 | 15 | 11 | 7 | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 44 | 24 | 20 | 28 | 16 | 12 | 8 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| 7 | 3月未満 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 46 | 26 | 22 | 30 | 18 | 14 | 10 | 6 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 47 | 27 | 23 | 31 | 19 | 15 | 11 | 7 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 48 | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | 12月以上 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| 8 | 3月未満 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 50 | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 | 10 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 51 | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 | 11 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 52 | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| | 12月以上 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| 9 | 3月未満 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 29 | 54 | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 | 14 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 30 | 55 | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 | 15 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 30 | 56 | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 | 16 | 12 |
| | 12月以上 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| 10 | 3月未満 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 31 | 58 | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 | 18 | 14 |
| | 6月以上9月未満 | 32 | 59 | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 | 19 | 15 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 9月以上12月未満 | 32 | 60 | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 | 20 | 16 |
| | 12月以上 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| 11 | 3月未満 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| | 3月以上6月未満 | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 | 22 | 17 |
| | 6月以上9月未満 | 33 | 63 | 43 | 39 | 47 | 35 | 31 | 27 | 23 | 19 |
| | 9月以上12月未満 | 34 | 64 | 44 | 40 | 48 | 36 | 32 | 28 | 24 | 20 |
| | 12月以上 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| 12 | 3月未満 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 66 | 46 | 42 | 50 | 38 | 34 | 30 | 26 | 22 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 67 | 47 | 43 | 51 | 39 | 35 | 31 | 27 | 23 |
| | 9月以上12月未満 | 35 | 68 | 48 | 44 | 52 | 40 | 36 | 32 | 28 | 24 |
| | 12月以上 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| 13 | 3月未満 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 36 | 70 | 50 | 46 | 54 | 42 | 38 | 34 | 30 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 36 | 71 | 51 | 47 | 55 | 43 | 39 | 35 | 31 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 72 | 52 | 48 | 56 | 44 | 40 | 36 | 32 | 28 |
| | 12月以上 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| 14 | 3月未満 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 37 | 74 | 54 | 49 | 58 | 46 | 42 | 38 | 34 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 37 | 75 | 55 | 50 | 59 | 47 | 43 | 39 | 35 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 37 | 76 | 56 | 50 | 60 | 48 | 44 | 40 | 36 | 32 |
| | 12月以上 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| 15 | 3月未満 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 | 38 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 | 39 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 | 40 | 36 |
| | 12月以上 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 16 | 3月未満 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | |
| | 3月以上6月未満 | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 | 42 | |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 | 43 | |
| | 9月以上12月未満 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 | 44 | |
| | 12月以上 | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| 17 | 3月未満 | | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| | 3月以上6月未満 | | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 | 46 | |
| | 6月以上9月未満 | | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 | 47 | |
| | 9月以上12月未満 | | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 | 48 | |
| | 12月以上 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|--|----|----|----|-----|----|----|----|----|--|
| 18 | 3 月未満 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 | 50 | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 | 51 | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 | 52 | |
| | 12 月以上 | | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 | 53 | |
| 19 | 3 月未満 | | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | 93 | 74 | 61 | 78 | 66 | 62 | 58 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | 93 | 75 | 61 | 79 | 67 | 63 | 59 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | 93 | 76 | 62 | 80 | 68 | 64 | 60 | | |
| | 12 月以上 | | 93 | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 | | |
| 20 | 3 月未満 | | | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 78 | 62 | 82 | 70 | 66 | 62 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 79 | 63 | 83 | 71 | 67 | 63 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 80 | 63 | 84 | 72 | 68 | 64 | | |
| | 12 月以上 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 | | |
| 21 | 3 月未満 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 82 | 64 | 86 | 74 | 70 | 66 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 83 | 64 | 87 | 75 | 71 | 67 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 84 | 64 | 88 | 76 | 72 | 68 | | |
| | 12 月以上 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | 69 | | |
| 22 | 3 月未満 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 86 | 65 | 90 | 78 | 74 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 87 | 66 | 91 | 79 | 75 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 88 | 66 | 92 | 80 | 76 | | | |
| | 12 月以上 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | 77 | | | |
| 23 | 3 月未満 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 90 | 67 | 94 | 82 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 91 | 68 | 95 | 83 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 92 | 68 | 96 | 84 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| 24 | 3 月未満 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 94 | 70 | 98 | 86 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 95 | 71 | 99 | 87 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 96 | 72 | 100 | 88 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 97 | 73 | 101 | 89 | | | | |
| 25 | 3 月未満 | | | 97 | 73 | 101 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 98 | 73 | 102 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|--|--|-----|----|-----|--|--|--|--|--|
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 99 | 74 | 103 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 100 | 74 | 104 | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |
| 26 | 3 月未満 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 102 | 75 | 106 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 103 | 76 | 107 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 104 | 76 | 108 | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 105 | 77 | 109 | | | | | |
| 27 | 3 月未満 | | | 105 | 77 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 106 | 78 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 107 | 79 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 108 | 80 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 109 | 81 | | | | | | |
| 28 | 3 月未満 | | | 109 | 81 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 110 | 82 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 111 | 83 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 112 | 84 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 113 | 85 | | | | | | |
| 29 | 3 月未満 | | | 113 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 114 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 115 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 116 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 117 | | | | | | | |
| 30 | 3 月未満 | | | 117 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 118 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 119 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 120 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 121 | | | | | | | |
| 31 | 3 月未満 | | | 121 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 122 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 123 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 124 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 125 | | | | | | | |
| 32 | 3 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 125 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| | 12月以上 | | | 125 | | | | | | |
|--|-------|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| 旧号俸 | 旧級 経過期間 | 旧級 | | | |
|-----|------------|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 6 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 7 | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 8 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 9 | 5 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 9 | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 10 | 6 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 11 | 7 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 12 | 8 | 1 |
| | 12月以上 | 13 | 13 | 9 | 1 |
| 5 | 3月未満 | 13 | 13 | 9 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 14 | 10 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 15 | 11 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 16 | 12 | 4 |
| | 12月以上 | 17 | 17 | 13 | 5 |
| 6 | 3月未満 | 17 | 17 | 13 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 18 | 14 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 19 | 15 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 20 | 16 | 8 |
| | 12月以上 | 21 | 21 | 17 | 9 |
| 7 | 3月未満 | 21 | 21 | 17 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 22 | 18 | 10 |

| | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|
| | 6 月以上 9 月未満 | 23 | 23 | 19 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 24 | 24 | 20 | 12 |
| | 12 月以上 | 25 | 25 | 21 | 13 |
| 8 | 3 月未満 | 25 | 25 | 21 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 26 | 26 | 22 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 27 | 27 | 23 | 15 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 28 | 28 | 24 | 16 |
| | 12 月以上 | 29 | 29 | 25 | 17 |
| 9 | 3 月未満 | 29 | 29 | 25 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 30 | 30 | 26 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 31 | 31 | 27 | 19 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 32 | 32 | 28 | 20 |
| | 12 月以上 | 33 | 33 | 29 | 21 |
| 10 | 3 月未満 | 33 | 33 | 29 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 34 | 34 | 30 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 35 | 35 | 31 | 23 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 36 | 36 | 32 | 24 |
| | 12 月以上 | 37 | 37 | 33 | 25 |
| 11 | 3 月未満 | 37 | 37 | 33 | 25 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 38 | 38 | 34 | 26 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 39 | 39 | 35 | 27 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 40 | 40 | 36 | 28 |
| | 12 月以上 | 41 | 41 | 37 | 29 |
| 12 | 3 月未満 | 41 | 41 | 37 | 29 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 42 | 42 | 38 | 30 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 43 | 43 | 39 | 31 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 44 | 44 | 40 | 32 |
| | 12 月以上 | 45 | 45 | 41 | 33 |
| 13 | 3 月未満 | 45 | 45 | 41 | 33 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 46 | 46 | 42 | 34 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 47 | 47 | 43 | 35 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 48 | 48 | 44 | 36 |
| | 12 月以上 | 49 | 49 | 45 | 37 |
| 14 | 3 月未満 | 49 | 49 | 45 | 37 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 50 | 50 | 46 | 38 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 51 | 51 | 47 | 39 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 52 | 52 | 48 | 40 |

| | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|
| | 12 月以上 | 53 | 53 | 49 | 41 |
| 15 | 3 月未滿 | 53 | 53 | 49 | 41 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 54 | 54 | 50 | 42 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 55 | 51 | 43 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 56 | 52 | 44 |
| | 12 月以上 | 57 | 57 | 53 | 45 |
| 16 | 3 月未滿 | 57 | 57 | 53 | 45 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 58 | 58 | 54 | 46 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 59 | 59 | 55 | 47 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 60 | 60 | 56 | 48 |
| | 12 月以上 | 61 | 61 | 57 | 49 |
| 17 | 3 月未滿 | 61 | 61 | 57 | 49 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 62 | 58 | 50 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 63 | 59 | 51 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 64 | 60 | 52 |
| | 12 月以上 | 65 | 65 | 61 | 53 |
| 18 | 3 月未滿 | 65 | 65 | 61 | 53 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 66 | 66 | 62 | 54 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 67 | 67 | 63 | 55 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 68 | 68 | 64 | 56 |
| | 12 月以上 | 69 | 69 | 65 | 57 |
| 19 | 3 月未滿 | 69 | 69 | 65 | 57 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 70 | 70 | 66 | 58 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 71 | 71 | 67 | 59 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 72 | 72 | 68 | 60 |
| | 12 月以上 | 73 | 73 | 69 | 61 |
| 20 | 3 月未滿 | 73 | 73 | 69 | 61 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 74 | 74 | 70 | 62 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 75 | 75 | 71 | 63 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 76 | 76 | 72 | 64 |
| | 12 月以上 | 77 | 77 | 73 | 65 |
| 21 | 3 月未滿 | 77 | 77 | 73 | 65 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 78 | 78 | 74 | 66 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 79 | 79 | 75 | 67 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 80 | 80 | 76 | 68 |
| | 12 月以上 | 81 | 81 | 77 | 69 |
| 22 | 3 月未滿 | 81 | 81 | 77 | 69 |

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|----|----|
| | 3 月以上 6 月未満 | 82 | 82 | 78 | 70 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 83 | 83 | 79 | 71 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 84 | 84 | 80 | 72 |
| | 12 月以上 | 85 | 85 | 81 | 73 |
| 23 | 3 月未満 | 85 | 85 | 81 | 73 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 86 | 86 | 82 | 73 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 87 | 87 | 83 | 73 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 88 | 88 | 84 | 73 |
| | 12 月以上 | 89 | 89 | 85 | 73 |
| 24 | 3 月未満 | 89 | 89 | 85 | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 90 | 90 | 86 | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 91 | 91 | 87 | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 92 | 92 | 88 | |
| | 12 月以上 | 93 | 93 | 89 | |
| 25 | 3 月未満 | 93 | 93 | 89 | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 94 | 94 | 89 | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 95 | 95 | 89 | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 96 | 96 | 89 | |
| | 12 月以上 | 97 | 97 | 89 | |
| 26 | 3 月未満 | 97 | 97 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 98 | 98 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 99 | 99 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 100 | 100 | | |
| | 12 月以上 | 101 | 101 | | |
| 27 | 3 月未満 | 101 | 101 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 102 | 102 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 103 | 103 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 104 | 104 | | |
| | 12 月以上 | 105 | 105 | | |
| 28 | 3 月未満 | 105 | 105 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 108 | 108 | | |
| | 12 月以上 | 109 | 109 | | |
| 29 | 3 月未満 | 109 | 109 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 110 | 110 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 111 | 111 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 112 | 112 | | |
| | 12 月以上 | 113 | 113 | | |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|--|--|--|
| 30 | 3月未満 | 113 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 114 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 115 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 116 | | | |
| | 12月以上 | 117 | | | |
| 31 | 3月未満 | 117 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 118 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 119 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 120 | | | |
| | 12月以上 | 121 | | | |
| 32 | 3月未満 | 121 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 121 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 121 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 121 | | | |
| | 12月以上 | 121 | | | |

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

| 旧号俸 | 新級 経過期間 | 新級 | |
|-----|------------|----|-----|
| | | 9級 | 10級 |
| 1 | 3月未満 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 | 1 |

| | | | |
|----|--------------|----|---|
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 4 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 5 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 6 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 7 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 1 |
| 8 | 3 月未満 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 6 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 7 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 1 |
| 9 | 3 月未満 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 10 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 11 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 12 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 1 |
| 10 | 3 月未満 | 13 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 14 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 15 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 16 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 1 |

| | | | |
|----|-----------|----|----|
| 11 | 3月未満 | 17 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 1 |
| | 12月以上 | 21 | 1 |
| 12 | 3月未満 | 21 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 4 |
| | 12月以上 | 25 | 5 |
| 13 | 3月未満 | 25 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 8 |
| | 12月以上 | 29 | 9 |
| 14 | 3月未満 | 29 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 30 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 12 |
| | 12月以上 | 33 | 13 |
| 15 | 3月未満 | 33 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 13 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 13 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 14 |
| | 12月以上 | 37 | 14 |

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

| 旧号俸 | 新級 経過期間 | 新級 | |
|-----|------------|----|----|
| | | 5級 | 6級 |
| 1 | 3月未満 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 | 1 |

| | | | |
|---|--------------|----|---|
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 3 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 4 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 5 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 6 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 7 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 1 |
| 8 | 3 月未満 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 6 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 7 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 1 |
| 9 | 3 月未満 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 10 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 11 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 12 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 1 |

| | | | |
|----|--------------|----|---|
| 10 | 3 月未満 | 13 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 14 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 15 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 16 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 1 |
| 11 | 3 月未満 | 17 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 18 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 19 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 20 | 1 |
| | 12 月以上 | 21 | 1 |
| 12 | 3 月未満 | 21 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 22 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 23 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 24 | 1 |
| | 12 月以上 | 25 | 1 |
| 13 | 3 月未満 | 25 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 26 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 27 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 28 | 1 |
| | 12 月以上 | 29 | 1 |
| 14 | 3 月未満 | 29 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 30 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 31 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 32 | 1 |
| | 12 月以上 | 33 | 1 |
| 15 | 3 月未満 | 33 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 34 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 35 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 36 | 1 |
| | 12 月以上 | 37 | 1 |
| 16 | 3 月未満 | 37 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 38 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 39 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 40 | 1 |
| | 12 月以上 | 41 | 1 |
| 17 | 3 月未満 | 41 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 42 | 1 |

| | | | |
|----|--------------|----|----|
| | 6 月以上 9 月未満 | 43 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 44 | 1 |
| | 12 月以上 | 45 | 1 |
| 18 | 3 月未満 | 45 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 46 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 47 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 48 | 1 |
| | 12 月以上 | 49 | 1 |
| 19 | 3 月未満 | 49 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 50 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 51 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 52 | 1 |
| | 12 月以上 | 53 | 1 |
| 20 | 3 月未満 | 53 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 54 | 2 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 55 | 3 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 56 | 4 |
| | 12 月以上 | 57 | 5 |
| 21 | 3 月未満 | 57 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 58 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 59 | 7 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 60 | 8 |
| | 12 月以上 | 61 | 9 |
| 22 | 3 月未満 | 61 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 62 | 9 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 63 | 10 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 64 | 10 |
| | 12 月以上 | 65 | 11 |
| 23 | 3 月未満 | 65 | 11 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 66 | 11 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 67 | 12 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 68 | 12 |
| | 12 月以上 | 69 | 13 |

附則別表第 4

職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額の切替え
 イ 旧級が事務系職俸給表のうち、11 級以外である職員の新号俸

| 旧級 | 経過期間 旧俸給月額 | 3月未 | 3月以上6月未 | 6月以上9月未 | 9月以上12月未 | 12月以 |
|-----|---------------|-----------|---------|---------|----------|------|
| | | 満 | 満 | 満 | 満 | 上 |
| 1級 | 全ての俸給月額 | 理事長が別に定める | | | | |
| 2級 | 全ての俸給月額 | 93(最高号俸) | | | | |
| 3級 | 全ての俸給月額 | 125(最高号俸) | | | | |
| 4級 | 365,400 | 85 | 85 | 86 | 86 | 87 |
| | 367,600 | 87 | 87 | 88 | 88 | 89 |
| | 369,800 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 |
| | 372,000 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 |
| | 374,200 | 97 | 98 | 99 | 100 | 101 |
| | 376,400 | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 |
| | 378,600 | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 |
| | 380,800 | 109 | 109 | 110 | 110 | 111 |
| | 383,000 | 111 | 111 | 112 | 112 | 113 |
| | 上記以外の俸給月額 | 113(最高号俸) | | | | |
| 5級 | 383,000 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 |
| | 上記以外の俸給月額 | 113(最高号俸) | | | | |
| 6級 | 418,700 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 |
| | 上記以外の俸給月額 | 93(最高号俸) | | | | |
| 7級 | 429,200 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 |
| | 432,700 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 |
| | 上記以外の俸給月額 | 85(最高号俸) | | | | |
| 8級 | 453,200 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 |
| | 456,800 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 |
| | 上記以外の俸給月額 | 77(最高号俸) | | | | |
| 9級 | 489,400 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 |
| | 493,500 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
| | 上記以外の俸給月額 | 61(最高号俸) | | | | |
| 10級 | 513,000 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |
| | 517,400 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| | 上記以外の俸給月額 | 45(最高号俸) | | | | |

| | |
|----|--|
| 月額 | |
|----|--|

ロ 旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

| 旧俸給月額 | 経過期間 | 3月未 満 | 3月以上6月 未満 | 6月以上9月 未満 | 9月以上12月 未満 | 12月以 上 |
|---------------|------|----------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| | 新級 | | | | | |
| 580,300 | 9級 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |
| | 10級 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 |
| 上記以外の俸給 月額 | 9級 | 41(最高号俸) | | | | |
| | 10級 | 15 | | | | |

ハ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

| 旧俸給月額 | 経過期間 | 3月未 満 | 3月以上6月 未満 | 6月以上9月 未満 | 9月以上12月 未満 | 12月以 上 |
|---------------|------|----------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| | 新級 | | | | | |
| 579,900 | 5級 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 |
| | 6級 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 |
| 上記以外の俸給 月額 | 5級 | 73(最高号俸) | | | | |
| | 6級 | 15 | | | | |

ニ 旧級が研究職俸給表のうち、5級以外である職員の新号俸

| 旧級 | 経過期間 旧俸給月額 | 3月未 満 | 3月以上6月未 満 | 6月以上9月未 満 | 9月以上12月未 満 | 12月以 上 |
|----|---------------|-----------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| 1級 | 全ての俸給月額 | 121(最高号俸) | | | | |
| 2級 | 371,700 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 |
| | 374,400 | 117 | 118 | 119 | 120 | 121 |
| | 上記以外の俸給月 額 | 121(最高号俸) | | | | |
| 3級 | 全ての俸給月額 | 89(最高号俸) | | | | |
| 4級 | 全ての俸給月額 | 73(最高号俸) | | | | |

附 則(平成19年3月1日 19規程第1号)

(施行期日)

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における役職手当に関する経過措置)
- 防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成18規程第2号)附則第7項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額

との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下「新規程」という。)第22条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成18規程第2号)附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第24条の3第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 新規程第24条の3の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り扱うこととする。

附 則(平成19年11月30日 19規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第35条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び第3条の規定(防災科学技術研究所任期付研究員規程(以下「任期付研究員規程」という。)第11条第2項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正後の任期付研究員規程(附則第5項において「改正後の任期付研究員規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程又は第 3 条の規定による改正前の任期付研究員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定による給与の内払いとみなす。

6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日 21 規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 12 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月

1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 事務系職俸給表 | 1級 | 1号俸から56号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から8号俸まで |
| 研究職俸給表 | 1級 | 1号俸から56号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から32号俸まで |

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.24を乗じて得た額

- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成22年3月12日 22規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日 22規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規定は平成22年12月1日より施行する。ただし、防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(22規程第12号)第2条並びに附則第5項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第34条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月

1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 事務系職俸給表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から64号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から48号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から32号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から4号俸まで |
| 研究職俸給表 | 1級 | 1号俸から96号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から72号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から40号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から4号俸まで |

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.28を乗じて得た額

3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第14条の規定の適用については、同規程中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(22規程第12号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において職員給与規程第18条の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして初任給、昇格及び昇給等基準に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

6 前4項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り扱うこととする。

附 則(平成23年3月31日 23規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(研究員調整手当の廃止に伴う経過措置)
- 2 平成 23 年 3 月 31 日において、廃止された研究員調整手当の適用を受けていた者は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間、理事長が別に定める支給割合の研究員調整手当を支給する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日 24 規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「規程」という。)の一部を改正する規程(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 2 号)附則第 7 項中「100 分の 99.59」とあるのは「100 分の 99.1」と、「には」の下に「、平成 26 年 3 月 31 日までの間」を加える。
(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成 24 年 6 月に職員に支給する期末手当の額は、規程第 34 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで若しくは、規程第 38 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項若しくは附則第 14 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日(同月 2 日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(規程附則第 17 条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(規程第 28 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。)の月額(規程附則第 14 条により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数平成 24 年 3 月までの月数(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 本給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|----------------|
| 事務系職俸給表 | 1 級 | 1 号俸から 93 号俸まで |

| | | |
|--------|----|--------------|
| | 2級 | 1号俸から76号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から60号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から44号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から36号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から28号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 8級 | 1号俸から4号俸まで |
| 研究職俸給表 | 1級 | 1号俸から108号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から84号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から52号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から36号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から16号俸まで |

- (2) 平成23年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(平成24年4月1日において号俸の調整を行う者)
- 4 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については号俸の調整を行うものとする。
- (1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
- (3) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員(調整日における号俸)
- 5 調整日における号俸は、前項(1)及び(2)いずれかに該当する職員にあつては1号俸、前項(3)に該当する職員にあつては2号俸上位の号俸とする。
- 6 調整日において36歳に満たない職員(前項に該当する職員を除く。)のうち、当該職員の号俸の決定の状況により前項に該当する職員との均衡を考慮して、調整の必要があると認められる職員の調整日における号俸は、前項を準用して上位の号俸とすることができる。
- 7 前2項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附 則(平成24年5月25日 24規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
(給与の特例)

- 2 この規程の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第 15 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 2 号改正附則第 7 の規定による俸給を含み、当該職員が規程第 39 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 俸給表 | 職務の級 | 割合 |
|---------|-------------|-------------|
| 事務系職俸給表 | 2 級以下 | 100 分の 4.77 |
| | 3 級から 6 級まで | 100 分の 7.77 |
| | 7 級以上 | 100 分の 9.77 |
| 研究職俸給表 | 2 級以下 | 100 分の 4.77 |
| | 3 級及び 4 級 | 100 分の 7.77 |
| | 5 級以上 | 100 分の 9.77 |

- 3 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じた額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (6) 規程第 38 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 規程第 38 条第 1 項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 規程第 38 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに(2)から(4)までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ハ 規程第 38 条第 4 項 前項及び(2)から(3)までに定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 規程第 38 条第 5 項 前項及び(2)から(4)までに定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 規程第 38 条第 7 項 (4)に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額(同条第 5 項の規定により給与の支給を受けている職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

- 4 特例期間においては、規程第 11 条及び第 30 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、規程第 14 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、規程附則第 14 条の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項(2)から(6)まで並びに第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から規程附則第 14 条第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項(2)中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から規程附則第 14 条第 2 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(3)中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から規程附則第 14 条第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(4)中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から規程附則第 14 条第 5 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(5)中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から規程附則第 14 条第 6 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(6)イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 6 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに(2)から(4)まで」とあるのは「第 6 項の規定により読み替えられた前項並びに(2)から(4)まで」と、同号ハ中「前項及び(2)から(3)まで」とあるのは「第 6 項の規定により読み替えられた前項並びに(2)から(3)まで」と、同号ホ中「(4)」とあるのは第 5 項の規定により読み替えられた(4)と、第 4 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から規程附則第 16 条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第 2 項から第 5 項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日 25 規程第 11 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 25 規程第 21 号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する
(平成 25 年 4 月 1 日において号俸の調整を行う者)

- 2 平成 25 年 4 月 1 日(以下「調整日」という)において、次の各号に掲げる職員については号俸の調整を行うものとする。
 - (1) 調整日において 31 歳以上 37 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (2) 調整日において 37 歳以上 39 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員(調整日における号俸)
- 3 前項に該当する職員にあつては 1 号俸上位の号俸とする。
- 4 前 2 項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日 25 規程第 23 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日 26 規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 13 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日 26 規程第 8 号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 26 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については 1 号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長は別段の取扱いをすることができるものとする。
 - (1) 調整日において 38 歳に満たない職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員及び平成 21 年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において 38 歳以上 40 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (3) 調整日において 40 歳以上 45 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則(平成 26 年 12 月 1 日 26 規程第 25 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸等の調整)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程により、新たに俸給表等の適用を受けることとなった者のその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった者については、必要な調整を行う。

(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の経過措置)

- 3 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 35 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」とする。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 57 号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が俸給表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

(給与規程の適用に関する特例)

- 3 当分の間、次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------------|-----------|-----------------------------------|
| 第 24 条 第 1 項 | 100 分の 16 | 100 分の 16 を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合 |
| 第 28 条 第 2 項 | 30,000 円 | 30,000 円を超えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合 |
| | 70,000 円 | 70,000 円を越えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合 |

(広域異動手当に関する特例)

- 4 施行日の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動または移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規定第 24 条の適用については、同項第 1 項中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項 2 号中「100 分の 5」とあるのは、「100 分の 4」とする。

附 則(平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 4 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 27 年 4 月 1 日から適用し、第 3 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 96 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 24 日 28 規程第 110 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規程については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの（以下「事務系職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち一人については 9,000 円）」とする。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものにあつては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」とする。
- 5 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものにあつては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」とする。

という。)第23条第1項ただし書の規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程第23条第2項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」あるのは、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則(平成29年12月21日 29規程第33号)

- 1 この規程は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第1条の規程については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月27日 30規程第16号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については1号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱をすることができるものとする。
(1) 調整日において37歳に満たない職員のうち、平成27年昇給等抑制職員に該当する職員

附 則(平成30年11月13日 30規程第67号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附 則(平成30年11月21日 30規程第115号)

この規程は、平成30年11月21日から施行する。ただし、第1条は平成30年4月1日から適用し、第2条は平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月26日 元規程第45号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月28日 元規程第46号)

- 1 この規程は、令和元年11月28日から施行する。ただし、第1条の規程については、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、令和2年4月1日から適用する。
(住居手当に関する経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の日（第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の掲げる区分のいずれかに該当するもの（住居手当支給細則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で住居手当支給細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 第2条の規定による改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の第26条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
 - (3) 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

附 則(令和2年11月30日 2規程第34号)

この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規程については、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日 3規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月26日 4規程第25号)

この規程は、令和4年5月26日から施行する。ただし、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理職員」という。))にあつては、107.5分の15)を乗じて得た金額を減じた額とする。

附 則(令和4年11月24日 4規程第39号)

- 1 この規程は、令和4年11月24日から施行する。ただし、第1条の規定については、令和4年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定については、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月22日 4規程第43号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日 5規程第15号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月9日 5規程第53号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規程については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月21日 6規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。
(管理監督職を降任された職員の俸給月額調整)
- 2 就業規則第27条第4項の規定により管理監督職を降任された職員であつて、職員給与規程第15条第3項により算出される俸給月額が、管理監督職を降任された日の前日に受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当分の間、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則(令和6年11月21日 6規程第80号)

- 1 この規程は、令和6年12月16日から施行する。ただし、第1条の規定については、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定については、令和6年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定については、令和7年4月1日から適用する。